

よくある入園申込に関する Q&A

(1) 提出日を過ぎた申し込みはどうなりますか？

提出日を過ぎて提出された書類も随時受け付けますが、優先順位が下がります。募集期間後の申込みのため希望の園に入れない場合があることや、児童の状況により教育・保育時間が通常より短くなる場合があります。

(2) 記入を間違った場合の訂正方法はどうすれば良いですか？

訂正する場合は、二重線を引き、その文字の上(スペースがない場合は、周辺)に正しい文字を記入してください。

(3) 保育園に入りたいけど保育の必要な事由がない場合は？

保育園は、保護者が保育できない状態にある児童を預かるための施設と法律で定められているため、原則として利用できません。

3歳以上の場合は、1号認定で認定こども園を利用していただくこととなります。

3歳未満の場合は、施設の利用はできません。

(4) 10月現在では就労をしていないが、来年度までに就労をする予定の場合は保育所に入ることはできますか？

就職先から内定を得ている場合は「就労予定」として申請することができますが就労証明書や内定証明書等、月の就労時間が確認できる書類が必要です。内定を得ていない場合は「求職活動」を事由にして申請できます。(求職活動を事由に入園できるのは入園から90日までのため、90日以内に就職をしない場合は退園となります。)

(5) 前年度求職活動で入園したが仕事が見つからなかったため、退園しました。もう一度求職活動で入園の申し込みは可能ですか？

就労等の別の認定理由がなければ入園出来ません。(連続で求職活動を理由とした申し込みをすることは出来ません。)

(6) 申請書等に記載した状況が変わった場合はどうすれば良いですか？

申し出た書類について、書類提出後(入園後も含む)に内容の変更が生じた場合は速やかに変更申請書の提出が求められます。提出が行われない場合は認定の取消し(利用料の追徴、退園)の対象になりますので、ご注意ください。

①「新たに就労した」「転職した」場合

- ・就労証明書を新しい勤務先から記入してもらってください。
- ・入園申込内容変更届に必要な事項を記入の上、市役所子育て支援課に提出して下さい。

②「離婚した」「再婚した」場合

- ・入園申込内容変更届に必要な事項を記入の上、市役所子育て支援課に提出して下さい。
- ・保育料の引き落とし口座、納付義務者が変更になる場合は、「口座振替依頼書」を金融機関に提出する必要があります。また、保育料・副食費が変更になる場合があります。

③「保護者が妊娠・出産した」場合

- ・教育・保育給付認定変更申請書兼変更届に必要な事項を記入の上、在籍する園または市役所子育て支援課に提出して下さい。
- ・妊娠が分かったら母子手帳の「出産予定日」「保護者の名前」が分かるページをコピーして添付してください。
- ・出産後の育休の際には、勤め先から就労証明書の育休期間を記入してもらい、提出してください。

(7) 内定をもらっていたが、入園の直前で保護者が退職した場合はどうなりますか？

事実が発生したらすぐに変更申請書を提出して下さい。故意に提出しないなど悪意がある場合は条例により過料が科せられる場合があります。また、基本的には保育の必要な事由に該当しない為、入園の取消しとなります。ただし、保護者が求職活動をする場合は、そのまま90日間入園することができます。なお、重度障害があり保育園での措置が必要であると保健師等が認める場合には別途協議が必要ですので、子育て支援課、地区担当の保健師に相談してください。

(8) 1号認定の希望が多かった場合は、どのように調整されますか？

1号認定で認定こども園を利用する場合は、施設との直接契約になるため市としての優先基準を示しておりません。「先着順」「兄弟同時入園」「居住地域」によることが予想されますが、各園に直接お問い合わせください。

(9) 提出した書類のコピーを取り忘れたが、コピーしてもらうことは可能ですか？

子育て支援課に証明書等提出後のコピーの求めには応じられません。提出前にご自身で証明の写しをお取りください。

(10) 入園前の園長との面談は子どもも連れて行かなければなりませんか？

お子さんを同伴でお願いいたします。日程については各保育園・認定こども園から直接連絡させていただきます。

1回の面談で児童の状況が把握できなければ、何回か面談をする場合もあります。

(11) 健康状態調査票（0歳児用）を書いてもらう場合は市の指定病院がありますか？

市が指定する病院はありません。かかりつけ医からの証明をもらってください。

(12) 4月1日からフルタイムで働きますが慣らし保育が必要ですか？

新規入園児童は慣らし保育として短時間の保育を行う園があります。公営園の慣らし保育は入園式の翌日から行います。入園希望日は慣らし保育を含めて記入してください。詳しくは入園案内をご確認いただくか、入園先の園にお問い合わせください。

※年度切り替え前月（3月）の慣らし保育は受け入れ出来ません。

(13) 保育料の無償化の対象は？3歳の誕生日（満3歳）を迎えたら無償化になりますか？

令和元年10月から幼児教育・保育施設の保育料の無償化が始まりました。給食費（副食費や主食費）は無償化の対象となっていないため実費負担となります。詳しくは入園案内をご確認いただくか、子育て支援課へお問い合わせください。

対象：1号認定の児童 ※満3歳も含む

2号認定の児童（年少・年中・年長） ※満3歳は含まない

3号認定の住民税非課税世帯の児童

(14) 給食費・副食費はどのくらいかかりますか？

3号認定の児童につきましては、保育料の中に含まれております。

2号認定児童

・公立園⇒副食費 月額 4,500 円

・公立保育園以外の園⇒園によって料金が異なりますので、各園にご確認ください。

(※副食費は原則実費負担になりますので、免除の方のみ免除通知をお送りします。)